

中野区立学校在籍以外の学齢期児童生徒がいる保護者への支援について

区立小中学校の給食費について、令和6年度より保護者の負担軽減を図ることに伴い、中野区立学校在籍以外の学齢期児童生徒の保護者に対して、下記のとおり支援を行うことを予定している。

1 目的

中野区立学校以外に在籍する学齢期児童生徒の保護者に対して区立学校の給食費相当の支援を行うことにより、物価高騰の影響を軽減するとともに、子育て支援策の一つとして保護者の負担軽減を図る。

支援の方法については、区内共通商品券で支援を行うことにより、物価高騰下における子育て支援に加えて、区内商業活性化の効果も見込んでいる。

2 対象となる児童生徒の考え方

基準日(令和6年10月1日)に、中野区立学校在籍以外の学齢期児童生徒及び中野区立学校在籍者で給食を喫食していない児童生徒等を対象とすることを検討している。

なお、生活保護の教育扶助など、他制度による給付を得ている場合や、東京都の支援対象である東京都立学校に在籍している児童生徒については、対象外とする。

3 具体的な取組

(1) 支援の内容

対象となる学齢期児童生徒を養育する世帯に対して、区内共通商品券を送付する。(区内共通商品券：中野区商店街連合会が発行する「なかのハート商品券」)

(2) 申請手続き等

区が対象となる児童生徒を住民基本台帳等から抽出し、対象世帯に案内通知を送付した上で、商品券を郵送する。(申請不要のプッシュ型支援)

4 スケジュール(予定)

令和6年10月 区立学校在籍者の確認、対象者の抽出
11月 対象世帯へ商品券を送付